**○経済産業省告示第百二号**

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第七条第十項の規定に基づき、平成二十九年三月二十八日付けで同項に規定する指定入札機関として次の法人を指定したので、同法第五十二条第一号の規定に基づき公示する。

平成二十九年四月十八日

経済産業大臣　世耕　弘成

一　名称
　一般社団法人低炭素投資促進機構
二　住所
　東京都中央区日本橋本町四丁目十一番五号
三　入札業務を行う事務所の所在地
　東京都中央区日本橋本町四丁目十一番五号

**○国土交通省告示第三百五十三号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年四月十八日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　アリノ木谷
二　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷
愛媛県東温市則之内
字比巴坂　乙一二五三番及び乙一二五四番
乙一二五六番から乙一二五八番まで
字筒ヶ谷　丙一七四番
丙一八八番
丙一八九番一から丙一八九番三まで
字北ノヲク　丙一七五番五
字蟻ノ木　丙一九〇番
字蛇持　丙一九一番三
丙一九一番一三から丙一九一番一五まで
丙八〇八番　十二号
丙八〇七番　十三号
字ゴミダ　丙八〇〇番一　十四号及び十五号
　ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
愛媛県東温市則之内
字比巴坂　乙一二六五番一　一号から三号まで及び九号
乙一二五二番一　四号
乙一二五三番　五号及び六号
乙一三〇八番一　七号及び八号
　ハ　次に掲げる土地に存する標柱十号から十八号までを順次結んだ線及び標柱十号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
愛媛県東温市則之内
字筒ヶ谷　丙一八八番　十号及び十八号
字ヒワ坂　丙一八七番一　十一号及び十七号
字比巴坂　乙一三三三番　十二号
乙一三三二番　十三号及び十六号
乙一三二一番一　十四号及び十五号
丙八一三番　十六号及び十八号
丙八一四番一から丙八一四番三まで　十七号及び十九号
丙八一七番一から丙八一七番三まで　二十号
丙八一八番一から丙八一八番三まで　二十一号
丙八二〇番から丙八二二番まで　二十二号
丙八二五番　二十三号
　ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線、標柱九号と十号を昭和五十九年建設省告示第千二百十七号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線、標柱十号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
愛媛県東温市則之内
字丁子ヶ谷　甲一四二〇番四　一号及び十六号
地先水路敷　甲一四二〇番一　二号及び三号
甲一四一九番二　四号から七号まで
甲一四一八番一　八号
字池ノ谷　丙八二五番　九号から十一号まで

**○国土交通省告示第三百五十四号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年四月十八日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　丁字ヶ谷川左支
二　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷
愛媛県東温市則之内
字池ノ谷　丙七六八番一及び丙七六八番二
丙七六八番六及び丙七六八番七
丙七七三番一から丙七七三番三まで
丙八〇八番及び丙八〇九番

**○国土交通省告示第三百五十五号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年四月十八日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　天神谷
二　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
高知県吾川郡いの町脇ノ山
字古畑野　二八二番二　一号
二八二番一　二号及び三号、六号から十一号まで
二八四番一　四号及び五号

**○東北地方整備局告示第百四十三号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年四月十八日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　施行者の名称　宮城県
二　都市計画事業の種類及び名称　石巻広域都市計画公園事業九・五・一号石巻南浜津波復興祈念公園
三　事業施行期間　自平成二十九年四月十八日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　宮城県石巻市門脇町三丁目、門脇町四丁目、門脇町五丁目、南浜町一丁目、南浜町二丁目、南浜町三丁目及び雲雀野町一丁目地内
使用の部分　なし

**○関東地方整備局告示第百八十八号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月十八日

関東地方整備局長　大西　亘

一　道路の種類及び路線名

| | 占用を制限する区域 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 一般国道　二十号 | 相模原市緑区小原字平野八四〇番四地内 | 関東地方整備局及び同局相武国道事務所 |